

福崎町産業活性化緊急支援事業（住宅改修助成制度）

住宅をリフォームして補助金が最高100,000円もらえます！



福崎町内に居住されている方が、自己の居住する住宅等を福崎町内に主たる事業所を有する施工業者（福崎町競争入札等参加資格登録者）を利用して修繕、補修等の工事を行う場合に、その経費の一部を補助します。

※補助金の交付申請は、必ず工事着工前に行ってください。

※人生80年いきいき住宅助成（福祉課）と併用できます。

1. 補助対象者

- (1) 町内に居住し住所登録を有する者であること
- (2) 町税等を滞納していないこと
- (3) この事業の補助金の交付を受けていないこと
- (4) この事業の補助金の交付を受けた者と補助の対象となった住宅等を共有していないこと
- (5) 補助の回数は、同一住居または同一人について1回とする。ただし、新たな世帯が定住するため改修工事等を行う場合は同一住居に該当しない。

2. 補助対象工事

町内に主たる事業所を有する施工業者（福崎町競争入札等参加資格登録者）を利用して住宅の改修工事に要する経費が20万円以上の工事で次に掲げるもの

- (1) 老朽化、震災等による修繕、補修の工事
- (2) 壁紙の張り替え、外壁の塗り替え等住宅の模様替えの工事
- (3) 住宅に付属し、自己の所有地における自家用駐車場の設置、修繕、補修工事
- (4) 防犯用感知ライト、フェンス設置等の防犯機能の強化工事

※太陽光発電等の省エネ改修工事も対象です。

3. 補助対象住宅

- (1) 補助対象者が所有する、又は所有者が改修工事することに承諾し、対象者が自己の居住の用に供している町内に存する住宅及びこれに付随する施設
- (2) 新築の場合、建物の登記日から3年を経過していること（対象工事(5)の場合を除く）
- (3) マンション等集合住宅については対象者の専有部分のみを、店舗、事務所又は賃貸住居等との併用住宅については住居部分のみを対象とする

4. 補助対象とならない経費

- (1) 土地購入費
- (2) 公告看板等設置費
- (3) 工事用機械、工具等購入費
- (4) その他補助工事に関係がない費用
 - ア) 下水道切替工事に伴う浄化槽撤去工事及び公共樹への新たな接続を伴う工事
 - イ) 機器の交換のみ等の簡易な作業

5. 補助金の額

補助金の額は、工事に要する経費の10%以内で、10万円を限度とする。

（千円未満の端数切り捨て）

6. 適用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日限り

（ただし、工事の着工及び完了は同一年度内とする）

産業活性化についての詳細は、福崎町ホームページをご覧になるか、地域振興課までお問い合わせください。

<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/0000000035.html>

TEL. 0790-22-0560（内線393）

※「産業活性化緊急支援事業」は、令和7年度予算（300万）をもって事業終了となります。